

ごみ袋の有料化にあなたは賛成？反対？

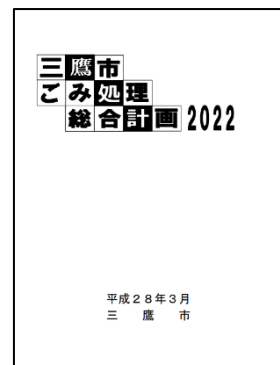
～ごみ袋の有料化について討論しよう！～

【本授業で取扱う主な公文書等】 ①一般廃棄物処理計画(ごみ処理基本計画)
②廃棄物減量等推進審議会(答申・会議資料)

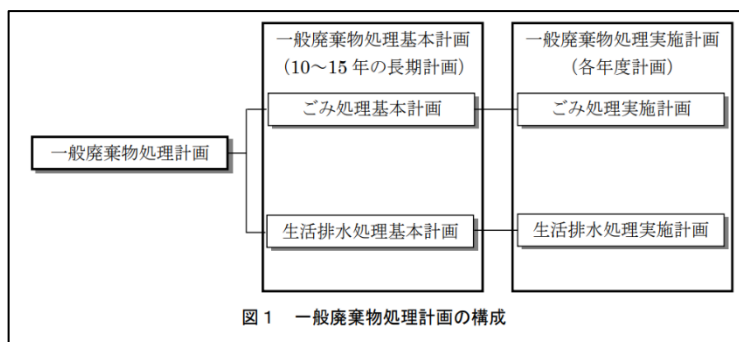
【資料の準備と追加学習の参考情報】

①一般廃棄物処理計画(ごみ処理基本計画)

市町村は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(「廃棄物処理法」。)およびその施行令に基づき、その市町村区域内における一般廃棄物(家庭ごみなど産業廃棄物以外の廃棄物)について、生活環境の保全上支障が生じないうちに処理を行い、最終処分が終了するまでの適正な処理を確保しなければならないとされている。市町村には、ごみ処理に関する重い責任を果たすため、市町村区域内の一般廃棄物の適正な処理を行うために、一般廃棄物処理計画を定めることが義務付けられている(廃棄物処理法第 6 条)。一般廃棄物処理計画は、図 1 の通り、ごみ処理に関する事項と生活排水に関する事項について定めた 10～15 年の長期計画となる基本計画と、各年度の実施計画から構成され、一般廃棄物の発生量や処理量の見込み、排出の抑制のための方策、分別の区分、適正な処理および実施者、処理施設の整備に関する事項が定められている。加えて、その制定・変更は公表することとなっている。



そのため、多くの市町村では、ウェブページ上に一般廃棄物処理計画を掲載しているほか、情報公開窓口に併設された資料室(市政情報室、行政情報センター)などに計画書が配置され、閲覧できることも多い。一般廃棄物処理計画は、地域により「ごみ処理基本計画」や「ごみ処理総合計画」など、若干の名称の違いはあるものの、その入手は容易である。ウェブページ上において、この公文書の検索が困難な場合には、地方公共団体の「ごみ対策」の担当課、あるいは情報公開窓口等に問い合わせれば、情報提供を受けることが可能である。【上】三鷹市「三鷹市ごみ処理総合計画」(平成 28 年 3 月)、【下】環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課「ごみ処理基本計画策定指針」(平成 28 年 9 月)



②廃棄物減量等推進審議会(答申・会議資料)

また廃棄物処理法において、市町村は、区域内における一般廃棄物の減量等を審議するため、「廃棄物減量等推進審議会」を置くことができ、と定められている(第 5 条の 7)。この審議会の委員には、有識者を委嘱することができるため、ごみ問題に詳しい研究者や、地域のごみ収集業者や市民が参加することも多い。そのため、廃棄物減量等推進審議会の議事録には、それぞれの立場の意見が反映された多面的・多角的な見解を知ることのできる資料となっている。また審議会の会議資料には、当該市町村におけるごみ問題の課題やリサイクル対策などに関する公文書、または議論の結果をまとめた答申などが含まれており、授業教材の素材となる公文書は多い。

残念ながら審議会の議事録や会議資料の公表状況については、各地方公共団体により異なっている。地方公共団体によっては、公文書館や資料室等に過去の審議会の議事録・資料をまとめて保管し、閲覧に供している場合や、ウェブページ上で公表している場合がある一方で、過去 1 年分のみを資料室等で閲覧に供し、それ以前の資料については情報公開請求を経なければ閲覧ができないこともある。また地方公共団体によっては、審議会の議事録・資料といった公文書の保存期間が 10 年程度と定められ、ごみ袋有料化など授業の対象としたいテーマの議事録・資料が既に廃棄処分されてしまっていることもあり、注意が必要である。